平成２８年（フ）第１６１号
静岡県富士市青葉町59番地　オーシャンサイドＦＵＪＩ401号
債務者　池田　英朗
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１１９号
名古屋市中村区日比津町１丁目17番24号　レオパレスＲＸ本陣301号、従前の住所名古屋市中村区本陣通４丁目10番地　クレール本陣７Ｂ号
債務者　鈴木　茂樹
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０５号
名古屋市瑞穂区石田町１丁目10番地の３　パティオ瑞穂202号
債務者　深津　三恵
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３号
愛知県一宮市森本５丁目17番26号　コーポ三和203、住民票上の住所愛知県北名古屋市鹿田大門66番地　マンションサン　202号
債務者　白木　信子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５９号
岡山県津山市上横野4241番地
債務者　竹田ムツヨ
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第３０号
香川県三豊市高瀬町比地中1321番地６　ヴィラ・トスカーナ305号
債務者　田尾　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１３７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1457番地　和多屋マンション203号、前住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久395番地１
債務者　光武くみ子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１３８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7226番地　プチハイム21―201号
債務者　坂田　　猛
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１８２号
長崎県長崎市曙町27番14号
債務者　北村　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
長崎県長崎市三原１丁目５番２号　下口アパート２号室
債務者　谷川由美子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷683番地１　たから荘202
債務者　小松　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市字国場1149番地８　コーポ真喜志308
債務者　下地　千秋
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８９号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前11番地14
債務者　津村　優希
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
仙台市宮城野区榴岡２丁目４番８―902号、従前の住所宮城県多賀城市八幡３丁目４番30―804号
債務者　佐藤あき子（旧姓鈴木・高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
仙台市太白区袋原字内手38番地の５　アドラブール201
債務者　小林　寛子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
茨城県笠間市笠間1989番地
債務者　竹川　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所